

特殊詐欺被害の未然防止に向けた当組合の取組みについて

令和4年9月1日

J A 鶴岡

昨今、特殊詐欺（振り込め詐欺、還付金詐欺など）の手口が巧妙化しており、特にATM操作に不慣れなご高齢の方をATMに誘導して多額の貯金を振り込ませるなど、ご高齢者が被害にあわれる事案が比較的多く発生しています。

当JAでは、2018年10月より特殊詐欺被害の未然防止に向けて一部のお客さまを対象にキャッシュカードによるATMでのお取引を制限させていただいておりますが、山形県警察本部からの要請もあり特殊詐欺被害の未然防止に向けた取組みをさらに強化することといたしました。

ご対象となるお客様には大変ご不便をおかけしますが、お客さまの大切な貯金をお守りするための対策ですので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 対象となるお客さま

過去3年以上、JA貯金口座でのお取引（自動支払および年金受取などの各種サービスを含む）がない満65歳以上の個人のお客さま

対象年齢	改定前	改定後
	70歳以上	<u>65歳以上</u>

2 利用制限について

上記1に該当するお客さまは、JAバンクキャッシュカードを利用した1日あたりの「振替（振込含む）」を10万円に制限させていただきます。

3 利用制限の開始日

令和4年10月18日（火）

4 その他

対象となったお客さまで、利用制限を希望されないお客さまはお取引支店（所）または下記にお問合わせいただきますようお願い申し上げます。

以上

本件に関するお問い合わせ

J A 鶴岡

金融部信用課

(0235) 23-5091